

県民の皆様へ

1月7日に、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の一都三県を対象区域とした緊急事態宣言が発出され、政府の基本的対処方針も変更されました。

これを踏まえ、県民の皆様へ、次のとおり要請します。
この要請期間は令和3年2月7日までとします。

(都道府県をまたぐ移動について)

1. 緊急事態宣言の対象区域となる、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県との往来は控えてください。

また、北海道札幌市・旭川市、福島県福島市、茨城県、栃木県、群馬県、愛知県、大阪府、兵庫県、広島県広島市、長崎県長崎市、宮崎県などのように、都道府県が住民に対して、不要不急の外出自粛を要請している地域との往来については、慎重に判断してください。特に、発熱等の症状がある場合は、往来を控えてください。

ただし、やむを得ない仕事や、就職活動、受験、葬儀、看病・介護などでの往来は、発熱等の症状がある場合を除き、控えていただく必要はありません。

(基本的な感染症対策の徹底について)

2. 職場や家庭での感染を防ぐため、感染リスクが高まる「5つの場面（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）」に注意し、引き続き
 - (1) 「3つの密」の回避
 - (2) 「人と人との距離の確保」
 - (3) 「マスクの着用」
 - (4) 「手洗いなどの手指衛生」など、基本的な感染症対策に取り組むようお願いいたします。

(飲食店の利用について)

3. 飲食店の利用について、各店舗において感染症拡大防止対策を徹底してもらうこと、県民の皆様にも、そうした店舗を利用して頂くことを前提として、
- (1) 「県外の方との飲食」は、ノンアルコールの場合を含め、県内でも県外でも、控えること
 - (2) 県外から帰省された方がおられるご家庭の方は、帰省者が戻られた後の2週間は、ご家族以外との飲食を、ノンアルコールの場合を含め、控えること
 - (3) 県外に帰省された方も、県内に戻られた後の2週間は、ご家族以外との飲食を、ノンアルコールの場合を含め、控えること
 - (4) 「接待を伴う飲食店」については、引き続き、
 - ① 県外での利用を控えること
 - ② 県内でも、県外の方との利用を控えること

ただし、いずれの事項も、鳥取県と、生活（通勤、買物等）圏域に属する広島県・山口県の地域については、県内と同様に取り扱うこととします。

(冬場の換気の実施について)

4. 冬期においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点で、「寒冷な場面における新型コロナの感染防止等のポイント」に示されたとおり、適切な室内環境（温度、湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行うようお願いします。

(業種ごとのガイドライン遵守について)

5. 事業者におかれては、感染拡大防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した「感染拡大予防ガイドライン」を、再度ご確認のうえ、実践いただきますようお願いいたします。

(イベント開催の目安について)

6. イベント開催の目安については、引き続き、別紙の「島根県の対応」により、対応をお願いします。

(接触確認アプリの活用について)

7. 厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCOA）を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用をお願いします。

(事業所での接触低減の取組について)

8. 事業所においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行ってください。

(誹謗中傷や差別の防止について)

9. 感染した方やその関係者などに対する、インターネットやSNSでの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとるよう、重ねてお願いします。

県としましては、国や他の都道府県、市町村、医療機関などと緊密に連携を取りながら、感染拡大防止、医療提供体制の確保、地域経済の回復などに全力で取り組んでまいりますので、引き続き、県民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和3年1月8日

島根県知事 丸山達也

島根県の対応（令和2年11月20日島根県対策本部決定）

【12月以降のイベント等開催制限について】

- (1)感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント等開催を日常化していく。
- (2)イベント等の人数上限及び収容率要件については、当面来年2月末まで、原則として現在の取扱いを維持することとする。ただし、来年2月末までの間であっても、県内の感染状況等を踏まえ、見直すこともあり得ることとする。
- (3)その上で、令和2年11月12日付の内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長の事務連絡「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」に基づき、収容率要件について、12月以降、大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベント（クラシック音楽コンサート等）を100%以内、大声での歓声、声援等が想定されるイベント（ロック・ポップコンサート等）を50%以内とする現行制限を維持した上で、飲食を伴うが発声がないもの（映画館等）は、追加的な感染防止策を前提に100%以内とする。マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされていない催物は、引き続き、50%以内とする。
- (4)屋内施設で、大規模なイベント等（参加者1,000人超又は全国的な人の移動を伴うもの）の主催者等は、県に事前相談を行うものとする。
- (5)来年3月以降については、県内の感染状況等により、改めて検討を行う。

時期		大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの
12月1日～ 当面来年2月末まで	イベント等の類型	<ul style="list-style-type: none"> ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの（注2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント、公営競技、公演 ・ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等
	人数上限	5,000人または収容定員の50%のいずれか大きい方	
	収容率	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%（注3）以内 (席がない場合は十分な間隔)

（注1）収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度とする。

（注2）これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、今後、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。